

平成 29 年 7 月 7 日

環境省地球環境局  
地球温暖化対策課  
松澤 裕 課長殿

一般社団法人プレハブ建築協会  
会長 樋口 武男

### 賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業についての要望について

我が国は、COP21 に向けて提出した「日本の約束草案」に基づき閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、国内の排出削減・吸収量の確保により、温室効果ガス排出量を 2030 年度（平成 42 年度）に、2013 年度（平成 25 年度）比マイナス 26.0%の水準とする目標達成に着実に取り組むことにしています。

その中で、家庭部門では、2013 年度から 2030 年度までに CO2 排出量を約 4 割削減することとされており、住宅の省エネ化の推進が求められているところです。この目標に向かって、私達プレハブ建築協会会員も重点的に省エネ化を進めているところです。そのうち、持家系住宅は、国土交通省や経済産業省からの各種支援制度がある一方、新設住宅着工戸数の約 4 割を占める賃貸住宅では、支援制度が少ないとともに、受益する居住者と建築主が別である特性から、省 CO2 型の住宅の供給が遅れているのが現状です。

このような背景から、貴省の「賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業」は、貴重な支援事業であり、当協会会員も大いに期待しているところです。しかし、受付期間の制約や手続き、制度の複雑さで需要の取り込みに苦勞しているところです。

つきましては、本制度につきまして是非とも下記の措置について御検討頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業について制度を使いやすくするため、次の措置を実施されたい。（拡充）

- (1) 応募期間の見直し、延長（年度をまたぐ申請手続きを可能にする）
- (2) 手続きの簡素化（補助金の定額化、エネルギー削減計算を棟当たりに変更、竣工後 3 年間の報告書提出義務の見直し）
- (3) 補助金対象設備の拡大（E x. 太陽光発電システム（FIT適用時）など）
- (4) 31年度以降の補助制度継続